

市営墓地の永代使用

随時受け付け

問い合わせ 環境整備課 ☎592154



使用申請者の資格

市内に住所または本籍がある方
 次の書類を環境整備課へ提出してください。

①使用許可申請書

※環境整備課にあります。市ホームページからもダウンロードできます
 ※印鑑（認印可）を持参し、環境整備課窓口で記入、提出することもできます。

②申込者本人の住民票の写し

（本籍の記載があり、発行後3カ月以内のもの）
使用許可の決定
 申請書の受理後、永代使用料の納付を確認した後に使用許可を決定（使用許可証を交付）します。

注意事項

- ・使用を許可するものであり個人の所有にはなりませんので、他人に譲渡や転貸することはできません。
- ・納付された永代使用料は、許可後5年以内に墓地を返還したとき以外にお返しすることはできません。
- ・使用権は、相続人が承継する以外に移転することはできません。ただし、やむを得ない事由により、親族または縁故者において祭祀を主宰し継承するときはこの限りではありません。
- ・使用者が住所または氏名を変更したとき、墓地に焼骨を埋蔵するときは届け出なければなりません。
- ・次の場合は、使用許可を取り消す

①墓地使用条例、規則などに違反したとき。

②許可後、2年を経過しても使用しないとき。ただし、碑標などを設けたときは、この限りではありません。

③使用者の住所が不明となり、10年を経過したとき。

④墓地を他人に転貸、または譲渡しようとしたとき。

⑤墓地が不要になったときは、墓地を原形に復して、市へ返還しなければなりません。

⑥工作物などの設置は次のとおりです。

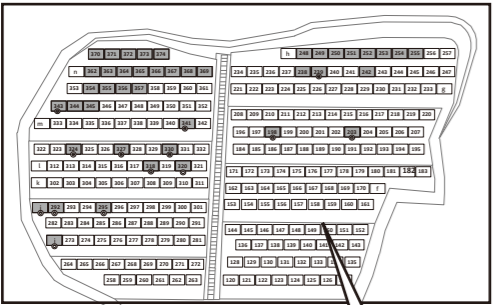
⑦墓碑およびこれに類する施設の
 高さ2m以内

⑧囲障の高さ 1m以内（立戸墓苑では、囲障の設置は認めません）
 ⑨盛り土の高さ 10cm以内

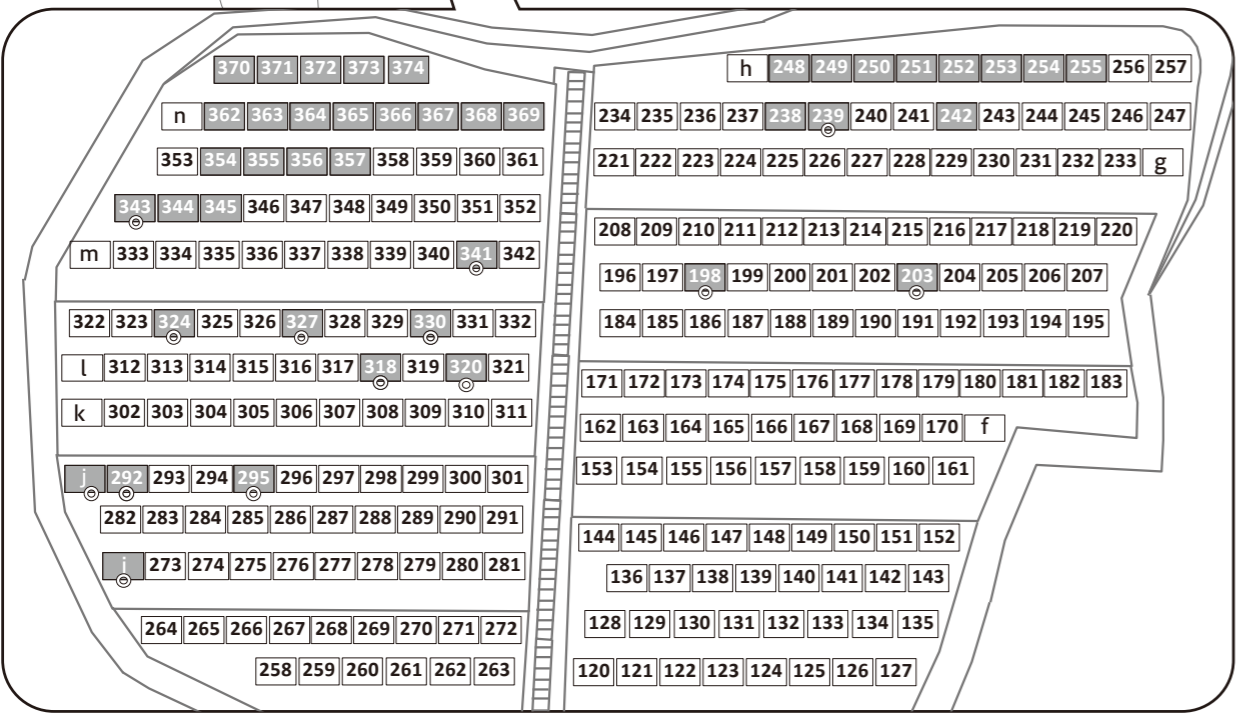
⑩許可した区画内の除草などの維持管理は、使用者自身で行ってください。

⑪墓碑の構造によっては、地下水が納骨所内に流入する場合があります。

立戸墓苑

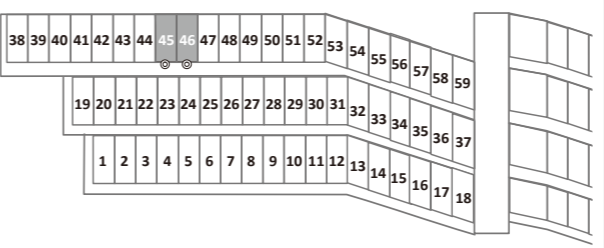


| 区画番号 | 公募区画数 | 面積 (緑石を含む) | 永代使用料 (1区画あたり) |
|---------|-------|---------------|-------------------|
| 198,203 | 2 | 2.5㎡ | 630,000円 |
| 238~255 | 11 | 2.5㎡ | 624,000円 |
| 292,295 | 2 | 2.5㎡ | 656,000円 |
| 318~330 | 5 | 2.5㎡ | 643,000円 |
| 341~374 | 21 | 2.5㎡ | 630,000円 |
| i、j | 2 | 1.875㎡ | 492,000円 |



※ ■が募集区画です。(○は返還された区画です。)

梅ヶ滝墓地



※ ■が募集区画です。(○は返還された区画です。)

| 区画番号 | 公募区画数 | 面積 (緑石を含む) | 永代使用料 (1区画あたり) |
|-------|-------|---------------|-------------------|
| 45,46 | 2 | 3.0㎡ | 272,000円 |

鞍掛墓地



※ ■が募集区画です。(○は返還された区画です。)

| 区画番号 | 公募区画数 | 面積 (緑石を含む) | 永代使用料 (1区画あたり) |
|------|-------|---------------|-------------------|
| 24 | 1 | 4.5㎡ | 400,000円 |
| 42 | 1 | 4.2㎡ | 400,000円 |
| 47 | 1 | 4.4㎡ | 400,000円 |